

## 健康保険・厚生年金保険の利用法

- ・会社の経営状況が悪く、健康保険料を滞納しているらしい。
- ・新卒で働き始めて数か月、休日に遊びに行った先で事故に遭い、障害者になった。

### ◆ 基本のきほん

#### ◎健康保険とは

健康保険とは、労働者又はその被扶養者（家族）の業務災害（労災保険給付の対象となる業務災害）以外の疾病、負傷もしくは死亡又は出産に関して保険給付を行うもので、民間企業等の従業員を対象としています。

#### ◎厚生年金保険とは

厚生年金保険とは、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその家族の生活を安定させるものです。昭和61年4月1日から実施された新年金制度では、国民年金を基礎年金として、それに上乗せする形で、厚生年金保険から報酬比例部分の年金を支給しています。厚生年金保険は会社、工場、商店、役所などで働く労働者が加入する年金制度で、これまで厚生年金と共済年金に分かれていましたが、被用者年金制度は平成27年10月以降、すべて厚生年金保険に一元化されました。

#### ◎健康保険・厚生年金保険等の窓口

健康保険の保険者は全国健康保険協会と健康保険組合で、全国健康保険協会が運営する健康保険を全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、健康保険組合が運営する健康保険を組合管掌健康保険（組合健保）といいます。

厚生年金の保険者は政府です。

協会けんぽと厚生年金の加入の際の手続き窓口は、会社の所在地を管轄する年金事務所（但し、健康保険給付の手続き窓口は、全国健康保険協会、組合健保加入等の手続き窓口は、健康保険組合）です。自分がどの保険に加入しているかを確認しましょう。

#### ◎被保険者資格の取得

健康保険の場合、従業員が適用事業所に雇用されると事業主は5日以内に資格取得手続きを行い、「健康保険被保険者証」を従業員に交付します。

強制適用事業所とは、常時5人以上の従業員を使用する事業所（飲食店、接客業、理・美容業、旅館業等サービス業、法律・会計事務所等は適用対象外）及び法人等で常時従業員を使用する事業所です。

任意包括適用事業所とは、5人未満の事業所及び適用対象除外の事業所で、従業員の同意を得て事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受けた事業所です。

適用事業所の従業員は、健康保険の被保険者になり、適用対象外の従業員は、国民健康保険の被保険者となります。

厚生年金保険の場合も、従業員が適用事業所に雇用されると、健康保険の場合と同じく被保険者資格を取得します。

#### ◎被保険者とならない人

次の人は健康保険、厚生年金保険の被保険者になることができませんので注意してください。（下記①～④の人は、健康保険については、日雇特例被保険者制度の被保険者となる）

- ①日々雇い入れられる人（1か月を超えて引き続き雇用される場合を除く）
- ②2か月以内の期間を定めて雇用される人（所定の期間を超えて引き続き雇用される場合を除く）
- ③季節的業務に雇用される人（継続して4か月を超えて雇用される予定の場合を除く）
- ④臨時的事業の事業所に雇用される人（継続して6か月を超えて雇用される予定の場合を除く）
- ⑤所在地が一定しない事業所に雇用される人
- ⑥国民健康保険組合の事業所に雇用される人（健康保険の場合のみ）
- ⑦船員保険の被保険者（健康保険の場合のみ）
- ⑧健康保険の保険者、共済組合の承認を受けて国民健康保険へ加入した人（健康保険の場合のみ）
- ⑨後期高齢者医療制度の被保険者等（健康保険の場合のみ）

なお、パートタイム労働者、嘱託等で雇用されたときでも、次の要件をいずれも満たす場合は、「常用」として被保険者資格を得ることができます。

- 週の所定労働時間がその事業所で同種の業務を行う一般の労働者の4分の3以上
- 1か月の労働日数が、その事業所で同種の業務を行う一般の労働者の4分の3以上

#### ◎被保険者の適用拡大

平成28年10月から、次の要件を全て満たすパートタイム労働者は被保険者になりました。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上（賞与、割増賃金、通勤手当、家族手当等を除く）
- ③雇用期間が1年以上見込まれる
- ④学生ではない
- ⑤被保険者数が常時501人以上の企業の事業所（特定適用事業所）に使用される者

※平成29年4月から、労使で合意がなされた事業所で上記①から④までの要件を全て満たすパートタイム労働者は被保険者となります。

#### ◎健康保険の保険給付

健康保険には、次のような給付があります。

- ①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費
- ②傷病手当金 ③埋葬料（費） ④出産育児一時金
- ⑤出産手当金 ⑥家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費 ⑦家族埋葬料 ⑧家族出産育児一時金 ⑨高額療養費、高額介護合算療養費

保険給付の各種給付事由が発生したら、必要な書類や添付資料を添えて、関係の窓口に請求します。

### ◎健康保険料

健康保険の保険料は、被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出し、事業主と被保険者が折半で負担します。納付については、事業主が当月分を翌月末日の納付期限までに、労使分を合わせて納付します。ちなみに、協会けんぽ（神奈川）の保険料率は、一般保険料は9.93%、介護保険（40歳以上65歳未満の被保険者が対象）は1.57%です。

毎月の給料のほか、賞与も同じ料率で支払います。

### ◎厚生年金保険の保険給付

厚生年金保険では、被保険者としての期間が一定期間ある被保険者が老齢になったときは、老齢厚生年金が支給され、疾病、負傷等で働けなくなり障害の認定を受けたときは、障害厚生年金や障害手当金、被保険者が死亡したときは、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

年金の受給は、原則として、被保険者が最後に勤務していた事業所の所在地を管轄する年金事務所に対して「裁定請求書」を提出して事実の確認を求め、年金を受ける権利を確定するという方法が採られています。

現行の新年金制度は、昭和61年4月1日から実施されましたが、旧年金制度の経過措置、特例措置などきわめて複雑な制度になっています。自分の年金の給付内容、給付額、裁定手続きなどは、年金事務所に確認してください。

### ◎厚生年金保険の保険料

厚生年金保険の一般保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額に、被保険者の種類別に定められた保険料率を乗じて計算されます。ちなみに、一般の被保険者では18.3%となっています。（平成30年4月現在）

### ◆ 確かめましょう

健康保険証はもっていますか

### ◆ こんな対処法があります！

#### ◎事業主が健康保険料を滞納している場合

事業主が健康保険料を滞納していても、保険料の納付は事業主の責任であるので、労働者（被保険者及び被扶養者）の保険給付（保険診療や現金給付）は受けられません。

#### ◎社会保険の資格取得届の提出が遅れた場合

事業主が健康保険及び厚生年金保険の保険料を賃金から控除できるのは、前月分だけであり（月末退職のときは前月分と当月分）、数か月分を控除することはできません（健康保険法第167条、厚生年金保険法第84条）。このような場合は、労働者は被保険者の保険料に関し、その支払い方法について労使で話し合うことが必要です。

## ワンポイントチェック

1 新卒で働き始めて数か月。休日に遊びに出かけた先で事故に遭い、障害者になった。学生時代に国民年金に加入していなかったが、障害厚生年金は支給されるか。

● 障害厚生年金の支給要件の一つに、障害基礎年金の保険料の納付要件を満たすことという要件があります。初診日の前日において、次の①または②の要件を満たしていることが必要です。

①初診日の前々月までに国民年金保険の被保険者期間があり、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること

②初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に国民年金保険料未納期間がないこと

学生時代に国民年金の加入・納付手続きを怠って、例えば、20歳から22歳で就職するまで保険料を納付していない（滞納している）と、就職数か月後の事故では保険料納付の要件を満たさず、障害厚生年金は支給されません。

なお、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

2 退職後の健康保険はどうなるのか。

● 退職後再就職するまでの間は、以下のいずれかの加入手続きが必要です。

①退職前の健康保険の任意継続被保険者

退職日まで継続して被保険者期間が2か月以上あり、退職日の翌日から20日以内に手続きした場合。（加入期間は最長2年、保険料は全額自己負担）

②家族の健康保険の被扶養者

退職後の年収額等、被扶養者としての認定要件を満たす場合。（被扶養者の保険料負担はなし）

③国民健康保険の被保険者

上記①、②に該当しない場合。（保険料は前年の所得などにより決定。75歳以上の人等、一定要件を満たす場合、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター（045）633-6110（代）／川崎支所（044）833-3141／

県央支所（046）296-7311／湘南支所（0463）22-2711（代）／

発行 神奈川県かながわ労働センター

横浜市中区寿町1-4 〒231-8583

平成30年5月発行